

平成29年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年1月18日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより、平成29年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本年もよろしくをお願いいたします。

まず、事前にお送りをした資料等について、確認をお願いいたします。

まず事前情報資料でございますけれども、資料の39から資料の48までの10件分の資料を送らせていただきました。

それからまた、本日、大変申し訳ありません、差替え、それから追加の資料を机上に配付をいたしました。資料の差替え、追加をお願いしたいと思っております。

まず、差替えのほうでございますけれども、資料45「建築物等の耐震化支援事業における木造住宅への普及啓発業務等の委託について」でございます。資料45の別紙2、それから資料45-1、資料45-2、こちらの3点が差替えになります。恐れ入ります。

それから、追加をさせていただいた資料がございます。前回の第5回の審議会資料、資料41「公営住宅等の管理事務における個人番号の利用について」机上に置かせていただきましたけれども、これは後ほど資料43の説明の後に、審議の後に補足説明をさせていただく予定でお配りをさせていただきました。

それから追加資料の2つ目ですけれども、その他の議題のところさせていただきますが、「業務委託の契約等に明記する個人情報保護の特記事項の項目の追加について」という資料を本日、机上で追加配付をさせていただきました。これは、全部の審議、資料48の報告が終わった後にご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、添付資料の確認をさせていただきます。まず、資料39の添付資料ですけれども、資料39-1、それから資料39-2、その後に参考39-1から参考39-3まで付いてございます。

資料45には資料45-1から資料45-3まで、それから参考45-1が付いてございます。

資料43には資料43-1から資料43-4まで添付資料が付いてございます。

資料46には資料46-1から資料46-4まで、資料47には資料47-1から資料47-3まで添付資料がございます。資料48には添付資料はございません。

また、本日追加した資料41には資料41-1、参考41-1と参考41-2が付いてござ

います。

追加資料の2つ目の「個人情報の特記事項の項目の追加について」、こちらには添付資料といたしまして改正案1・委託から現行1・委託、それから改正案4・指定管理というものと現行4・指定管理というものが、それぞれ添付資料として付いてございますので、ご確認をいただければと思います。

資料については以上です。過不足等ございましたら事務局のほうにお願いいたします。

【会長】資料の不足についてはその都度でもかまいませんのでお申し出いただくことに。それでは、審議を進めてまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

説明される方は、資料を読み上げるだけではなく要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、まず資料39「介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬請求の伝送用ISDN回線の廃止に伴うインターネット回線への切替えについて」であります。これは外部結合の変更という案件で、前回の審議会で委員の方から幾つかご質問がありまして、十分な説明ができなかった部分について本日、補足の説明をいただくことになっております。それでは、お願いいたします。

【地域包括ケア推進課長】今、会長からございましたように、第5回審議会において保留させていただいた項目を中心にご説明させていただきます。

まず、3ページのほうをご覧くださいませでしょうか。補足のほうを中心に赤字で書き加えているところもございますけれども、パスワードの変更につきましては定期的に行っていくということでございますけれども、それからデータ作成の操作制限につきましては各構想におきまして管理者や事務に携わるもの、主にこの2人を操作制限ということで行ってございます。

それから、USBメモリにつきましても前回詳しい説明ができませんでしたが、ここに補足してございますけれども、今回USBメモリを使うに当たりましては、ここにございますように暗号化機能を備えましたセキュリティロック対応のUSBメモリを使いまして、システムの安全性を高めるというところがございます。これにつきましては、その都度、操作制限がかかっているものにパスワードを設定いたしまして、情報の漏えいを防ぐといったところでございます。

具体的に言いますと、パスワードを設定しまして、それからこの端末のほうに、次のページに図がございますけれども、各センターの端末から、この③の請求データ移動というところがございます。各センターのインターネット伝送専用端末のほうにデータを移行しますけれども、

端末からUSBを抜く際にデータが暗号化されます。暗号化されますので、それを今度このインターネット専用の端末に差し込むときに、またパスワードを入れるというところでセキュリティを高めてございます。

先ほど申しあげましたように、操作者は限定してございます。移動とか送受信の完了後はメモリを初期化する、パスワードデータを消去すると、インターネット伝送の端末内のデータも消去すると。

USBメモリにつきましては、区のほうで、後ほど全体的な区の取扱いにつきましては区政情報課長のほうから、またご説明があるかと思えますけれども、区におけるUSBメモリ等の外部記憶媒体の適正な取扱いというのがございまして、ここに記載がありますようにUSBメモリの所在等使用状況を管理するために、利用者名、開始時間、データ初期化確認欄、利用終了時間、管理者確認欄等々、USB管理簿を作成しまして、記録の管理を徹底していくといったところでございます。

前回、システムと高相センターの端末と国保連のシステムとの同期についてのご質問もございました。資料39-2の図面のほうをご覧になっていただくと、同期につきましては、正しい送受信が行えるかどうかの確認ということとも言えますけれども、まずここにごございますように、各センターの端末①から始まりまして最終的に⑨に戻ってくるわけなのですけれども、前回もお話ししましたようにこのインターネット伝送専用端末のところは分類されてございますけれども、インターネット伝送専用端末から国保連に関しましては、このシステムの中で国保連へ送信できた場合には送信済みという表示が出てございます。また、逆に国保連からこの⑥番にごございますような審査・支払データを受信した場合にも、その受信がされた旨の表示が来てデータを受け取ると。

ただ、最終的に各センターの端末に落とし込むときにはUSBで分離されてございますので、そこと国保連との直接の同期は当然システム的にはできませんけれども、少なくともインターネット専用端末等につきましては、その送受信がしっかり確認できるようなシステムになってございます。

あとは、そのインターネット伝送専用端末と各センターの既存の端末に際しましては、USBメモリを、データを、権限者がしっかり操作確認をするといったところで対応するというところでございます。

また、他の質問で他の自治体でどのような、もうこのような形になっているのかということもでございますけれども、今、やはり区のほうでも、新宿区でもそうでございますけれども、外

部とのインターネットを直接繋ぐというのは、セキュリティ的なところは厳しゅうございますので、他の区におきましても同じように介護予防ケアプランに伴う I S D N の回線が廃止になってございますので、インターネット回線への切り替えにつきましても、外部から直接接続するのではなくて一旦専用端末で受け取って U S B で繋ぐと、こういった形で先行している他の区も進めているというところでございます。

【会 長】事務局

【区政情報課長】前回、U S B メモリにつきましては、高相センターだけではなく区全庁の取扱いについて、考え方についてご報告をするということでお話をさせていただきました、それを整理させていただきましたので、ご報告をしたいと思っております。

参考 3 9 - 3 という資料をお手元にお配りしてございますので、そちらをご覧ください。

「区における U S B メモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」ということでございます。U S B メモリも含めまして、S D カードや C D や D V D 等いわゆる外部記録媒体につきましては、新宿区における情報セキュリティ対策基準、それから各課のセキュリティ実施手順に沿って適正に行われることになってございますけれども、前回、この審議会でもご意見等いただきましたので、そのセキュリティ対策基準、あるいは実施手順の部分からこの U S B メモリ等の外部記録媒体に特化した形で、その取扱いの方針、ガイドライン的なものを区政情報課とそれから情報システム課のほうで作成いたしまして、整理をしたものがこの参考 3 9 - 3 でございます。

これについて、改めて 1 2 月に全庁の各課のほうに周知をさせていただきました、徹底をしたというようなことがございます。この内容なのですけれども、まず 1 番、種類毎にどのようなものを使ったらいいか、というようなことがまとめてございます。

例えば、U S B メモリにつきましては、基本的にデータの暗号化機能を備えているものを使うことと。もし、そういう機能を備えていないものについては、必ずファイル毎にパスワードを設定するというような、それぞれの媒体ごとの留意点を書かせていただいているのが 1 番。

例えば、その次の 2 番の保管のルールにおきましては、施錠できる金庫またはキャビネットに保管をする、あるいは紛失しないようにストラップを付けるというような留意点を書かせていただいております。

また、めくっていただいた 2 ページ目でございますけれども、利用のルールといたしまして必ず利用の履歴が分かるように、あるいは残るように利用台帳、管理簿を各課備えて利用の都度そこに記録をするというような他、外部に持ち出すような場合には、3 ページ目の上になり

ますけれども、持ち出し理由や持ち出し先、そういったことも含めて責任者、課長になりますけれども、その承認を受けるというようなことで、保管、利用、委託等のルールについて分かり易いような形で整理をさせていただきました。

これは全庁各課への周知と併せまして、当然、各課が委託をしている委託先についても、これを守っていただくような形での周知を再度させていただいたところでございます。

私のほうからの説明は、以上でございます。

**【会長】** それでは、先ほどの地域包括ケア推進課の課長、説明は先ほどで終わりましたか。不足はないですね。質問を受けていいですか。

では、今のご説明に対してご質問かご意見ございましたらどうぞ。ご意見と言ってももうこれは一応審議が終わっていますので、補足説明です。今日採決するわけではないので、ご意見と言ってもそういう意味で、何かあればご意見ですけれども。ではご質問かご意見ありましたらどうぞ。よろしゅうございますか。では、補足説明を受けたということで本件は終了いたします、ご苦労さまでした。

次は資料45。「建築物等耐震化支援事業における木造住宅への普及啓発業務等の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

**【都市計画部防災都市づくり課長】** 都市計画部防災都市づくり課長です。よろしく願いいたします。

建築物等耐震化支援事業における木造住宅への普及啓発業務委託についてご説明いたします。事業の概要、こちらのほうをご参照くださいませ。

目的でございます。区内に存する木造住宅を対象に耐震の専門家を派遣し、耐震化の必要性の普及啓発や詳細耐震診断を実施し、区の補助制度を周知・利用促進を図ることで所有者の耐震化の取り組みを支援するものでございます。

対象者は区内に存する木造住宅の所有者、所有者に承認を得た所有者の親族、所有者に承認を得た居住者でございます。

事業の内容についてご説明いたします。併せてこちらの資料45-1、こちらの図もご参照くださいませ。

これまで区は区内に存する木造住宅を対象に、平成18年度から耐震の専門家を派遣し耐震化の普及啓発と簡易な耐震診断を行う「予備耐震診断」を実施してきました。こちらの図で申しますと、ちょうどこの真ん中の平成29年下の簡易な耐震診断、今ご説明したのはこちらでございます。

続きまして、また平成22年度から木造住宅密集地域など地域危険度が高い地区を重点地区として区が指定し、個別訪問や説明会による普及啓発を行う耐震モデル地区事業を実施してきました。こちらにつきましては、同じくこの図の平成29年度までの隣、普及啓発（重点地区内）、こちらのことをご説明させていただきました。

次に、平成30年度からは、耐震モデル地区事業と同様の個別訪問等による普及啓発の対象地区を重点地区以外に拡大し、木造住宅の耐震化をさらに促進する。これにつきましては、こちらの表の平成30年度から下の、この下になります、普及啓発（重点地区以外）、こちらの事業についてご説明させていただきました。

なお今、重点地区ということを私は申しましたが、重点地区につきましてはこちらの参考資料の地図がございます。新宿区の地図がございますが、こちらのオレンジで塗ってある地区、こちらが重点地区になりますのでご参照ください。よろしいでしょうか。

次に、また「予備耐震診断」に加え普及啓発と詳細な耐震診断を行う「詳細耐震診断」を新たに実施する。これにつきましては、こちらの表の右下の部分、詳細な耐震診断こちらになります。平成30年度からの事業になります。今、申しましたことが事業の内容でございます。

では次に、こちらの資料の1番、木造住宅耐震化促進個別訪問業務（対象：重点地区以外）についてご説明いたします。こちらにつきましては、別紙の木造住宅耐震化促進個別訪問業務委託についての資料もご参照ください。

こちらにつきましては、区が提供する登記簿データから昭和56年3月31日以前に着工した木造2階建て以下の木造住宅を抽出する。対象建築物に対してチラシで事前周知した上で耐震化に関する地域説明会、相談会を開催するとともに、個別訪問を実施し、耐震化の必要性の啓発及び区の支援制度の説明を行います。流れにつきましては、資料45-2のほうをご覧ください。対象予定件数は7,800件になります。

こちらにつきましては補足させていただきます。この事業は平成22年度から実施しております、個別訪問や地域説明会等により耐震化の普及啓発等の支援制度の周知を行うものでございます。これまで重点地区内で実施してまいりましたけれども、平成30年度からは重点地区以外で実施することを予定してございます。これまでとは区域が変更になること以外は、業務の内容の変更はございません。

区域が変更になることによりまして、区から提供する情報及び収集する情報の変更もございません。なお、本件に関する個人情報の取扱いにつきましては、平成22年度以降4回こちらの審議会のほうで、ご審議いただいているところでございます。

続きまして、こちらの資料の2番目、既存民間建築物……。

【会 長】 ちょっと待って。資料の2番目というのは資料45-2ですよね。

【都市計画防災都市づくり課長】 事業の概要でこちらに2番とございます。こちらのほうで。

【会 長】 2ページ目の事業の概要の。

【都市計画防災都市づくり課長】 大変失礼しました。

【会 長】 事業内容の欄の一番下、2ページの一番下2。

【都市計画防災都市づくり課長】 既存民間建築物の詳細耐震診断業務についてご説明させていただきます。対象は区内全域となります。

こちらにつきましては、所有者等からの申し込みに基づき耐震の専門家を派遣して、詳細耐震診断及び耐震化の必要性の啓発、区の補助制度の説明を行うものでございます。

対象となります予定件数は224件となります。こちらにつきまして、補足させていただきますと、こちらの事業は平成18年度からずっと実施しておりまして、無料で建築士を派遣し、耐震診断と区の支援制度の周知を行うものでございます。これまでは、簡易な耐震診断を実施してまいりましたけれども、平成30年度からはこれに加えて、詳細な診断も実施することを予定してございます。

耐震診断とは、具体的には上部構造評点という耐震の計算でございますけれども、こちらを計算することで、建築物の耐震性能をより詳しく調査するものでございます。簡易な耐震診断と比べまして、より詳しい耐震性能を求めることができます。

なお、詳細診断を行うに当たりましては区から提供する情報に変更はございません。なお、収集させる情報につきましては建物の材料、部材が新たに増えるということになります。

本件に関する個人情報の取扱いにつきましては、平成18年度にすでにご審議いただいているところでございます。こちらにつきましては、この別紙の資料、既存民間建築物の詳細耐震診断業務委託についてというところで詳しく書いてございます。

【区政情報課長】 恐れ入ります、今の提供、あるいは収集する情報一覧が別紙2ということで、本日机上に配付を、差替えということをお願いをしたものがございます。これが項目の一覧になってございまして、下線が引いてあるところが既存の事業から変わったところになります。

【会 長】 別紙2までは、出しました。

【都市計画防災都市づくり課長】 ここで提供する情報、それから収集させる情報でございます。一番下に「建物の材料・部材」という欄があるのがご確認いただけますでしょうか。今回、詳細診断を行うに当たりまして、簡易な耐震診断とわかるところがこの下線を引いた「建物の材



料・部材」こちらを収集させることが今回新たに加わるということでございます。ご確認いただけましたでしょうか。ありがとうございます。

なお、いずれの業務につきましても、受託業者に行わせる情報保護対策につきましては、こちらに別紙資料の3ページのとおりでございます。特に貸与しましたパソコン等につきましては、パソコン内の委託業務に係る電子情報等につきましては、委託の業務が完了後消去させまして、区の職員が消去の確認を行う等、情報の管理は徹底して行っていきたいと考えております。これまでもそのように実施してきたということをご報告させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】この議案の2ページ目、事業の概要という説明を受けたのですが、3ページの委託についてという部分は説明しないのですか。

ここで問題なのは3ページと4ページなのです。2ページはもう本当にイントロで、こういうことですよという説明なので、ここの審議の議題は3ページと4ページなのです。これ、説明受けないと審議の対象がわからない。

【都市計画防災都市づくり課長】大変失礼いたしました。では、改めまして木造住宅耐震化促進個別訪問業務、こちらの資料の3ページをご参照ください。まず委託の内容についてでございます。繰り返しになりますが、各個別訪問リストの作成をいたします。データを提供して作成をするものでございます。

【会 長】上から説明していかないと。問題は委託先をどうするか、委託先にどういうものを提供するのか、というのがここでは問題なのです。

【都市計画防災都市づくり課長】改めましてご説明させていただきます。委託先でございます。こちらにつきましては、一般社団法人新宿区建築設計事務所協会を予定してございます。特命の随意契約でお願いする予定でございます。委託に伴い。

【会 長】未定と、決まっているのですかね。委託先は最初に未定と書いてありますよね。

【都市計画防災都市づくり課長】これは平成30年度からの委託になりますので、その意味で未定ということを書かせていただいておりますけれども。

【会 長】予定ですね。

【都市計画防災都市づくり課長】随意契約でございますので。

【会 長】そういう予定という意味で未定。

【都市計画防災都市づくり課長】大変失礼いたしました。それから、委託に伴い事業者へ処理させる情報項目でございますが、こちらにつきましては別紙1のとおりでございます。別紙1

「提供・収集する情報の一覧」でございます。提供する情報といたしまして建物の登記の情報、こちらにございますとおり、建物の所在地、建築時期、使用用途、所有者の氏名、住所、登記の受付年月日でございます。

それから、収集させる情報でございます。こちら耐震化の意向、区の支援制度の申し込みを受ける場合の氏名、住所、建築物の所在地、耐震化の要望、それから建築物に関する年次、構造、規模、用途、住宅戸数、あるいは土地、建物の所有状況等についてでございます。

続きまして、処理させる情報項目の記録媒体でございます。これはCD-R、それから紙を予定してございます。

委託の理由でございます。本件業務の実施に当たりましては、建築物の一定規定や構造規定について高度な専門知識が必要となります。あと、個別訪問ですとか相談会を実施するに当たりまして、地域の実情に精通しているといったことが必要となってまいります。

こうしたことから、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部、こちら正会員が100名ほどで構成されている団体でございますけれども、本件業務において主要となる高度な専門知識を有する建築士を多く有し、迅速かつ適切に本件業務を行うことができると考えてございます。

また、区内業者で構成されている団体であることから、地域の実情に精通しており地域の要望等にも応えられるものと考えてございます。

委託の内容でございます。まず、1番目といたしまして訪問リストの作成でございます。これは区が提供する登記簿のデータから昭和56年3月31日以前に着工した木造住宅でございますけれども、いわゆる旧タイプという建物でございますけれども、こちらを抽出し個別訪問リストを作成するものでございます。

2番目といたしまして、地域説明会を実施いたします。これは対象建築物に地域説明会のチラシを配付します。また、地域説明会を開催し耐震化の必要性を啓発するとともに、区で行っております支援制度の周知・利用促進を図ってまいります。また、希望者に対しましては耐震化に係る個別の相談、あるいは対応等を行います。

3番目といたしまして、個別訪問を実施いたします。対象となります建築物の所有者に対しまして、パンフレット「地震に強いあなたの住まい」これは私ども区のほうで作成するものですけれども、これとそれから「新宿木造住宅等耐震診断登録員台帳」を配付いたしまして、耐震化の必要性を啓発するとともに、区の支援制度について説明を行います。

また、所有者等が区の支援制度の利用を希望する場合には、その場で申し込みの受付を行っ

てまいります。併せて所有者等の耐震化への意向を調査いたします。

委託の開始時期でございますが、平成30年4月1日から移行期限は平成31年3月31日までを予定してございます。

委託に当たりまして、区が行う情報保護対策でございます。こちらにつきましては、こちらのとおりでございますけれども、特記事項を付すこと、それから仕様書に委託先が本業務で作成した図書、データ類は区に帰属する旨を記載する。

また業務の終了後、委託に当たりまして提供した情報を返却させます。必要に応じまして、区職員が立ち入り調査を行い個人情報の管理、保管状況の確認を行ってまいります。

委託事業者に行わせる情報保護対策でございます。取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、必要に応じまして区に報告させます。また、提供された情報は施錠できる保管庫等に保管させます。受託事業者が取り扱う情報は、個別訪問を実施する際に所在地や建築物に関する情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させないように指導してまいります。業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際には、取扱責任者の承認を得るとともに区の「個人情報事故対応マニュアル」に準じた対策を講じてまいります。

また、CD-R等の処理に関するパソコンに際しましては、ID、パスワードを設定し所有者の制限をさせます。契約の終了後は、業務委託により所有した個人情報は全て区に返却させます。

また、パソコン内の委託業務に係る電子情報につきましては、委託業務の完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行ってまいります。こうした取り組みを行うことによって、情報の保護を行っていくところでございます。

続きまして、既存民間建築物の詳細耐震診断業務の委託についてでございます。業務の名称でございます。「既存建築物の詳細耐震診断業務委託」、委託先は一般社団法人新宿区建築設計事務所協会でございます。委託に伴い事業者処理させる情報の項目でございます。これは別紙2のとおりでございますが、先ほど机上に配付した資料のほうをご参照いただきたいと思います。

処理させる情報項目の記録媒体でございます。こちらは電磁的媒体（電子メール）それから紙でございます。

委託の内容について、委託の理由につきましては先ほどご説明したとおりでございます。

内容についてです。1番目といたしまして、耐震の詳細な診断を行います。これは、建築士が所有者等に電話連絡し詳細耐震診断の実施日を決定いたします。その後、木造住宅を調査い

たしまして建築物の耐震性能を計算で出します。

次に耐震化の必要性の啓発及び区の補助制度の周知、こちらは先ほどご説明したとおりでございます。

3番目といたしまして、詳細耐震診断の結果報告書の作成・提出を行わせます。

委託の開始時期、それから期限につきましては平成30年4月1日から翌年平成31年3月31日まででございます。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策、それから受託事業者に行わせる情報の保護対策等につきましては、先ほどご説明いたしました、木造住宅耐震化促進個別訪問業務の委託と同様でございます。

【会 長】 それでは、今の委託業務2点ですけれども、一方は個別訪問の業務、もう1つは耐震診断の業務、この2つの業務を外部委託するということなのですが、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】 基本的に分からないので教えていただきたいのですが、本事業の監視の重要性というのは十分理解しているのですが、まず委託先ですよね。先ほど会長もおっしゃりましたが、特命随契で決定する予定ということで、これは新宿区建築設計事務所協会が委託先という前提で議論してよろしいのですよね、まずね。

それで、事務所協会ですよね、委託先が。これ普通の会社ですと1つの会社、1つの組織、1つの人事権がある会社に委託してそこで個人情報のルールがあつてということになると思うのですが、これは個別訪問業務にしましても耐震診断にしましても、実際にこの委託を実施した内容を、事業を実施されるのはそれぞれ建築事務所なのではないですか、そちらの建築士なのではないですか。

【会 長】 ご説明ください。

【都市計画防災都市づくり課長】 おっしゃるとおり、実際にやられるのは各建築事務所の方々がやられます。

【会 長】 どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】 ということは、事務所協会に委託しても実際は事務所協会がやるのではなくて、実際にそれぞれに入っている建築士事務所にこの事業、業務が要は委託されるのか何か、ちょっと私中身が分からないので、そこをお聞きしたいのですが、

そういった中で、この個人情報の取扱責任者及び取扱者を改めて指定して区に報告させるというのは、この建築設計事務所協会の責任者なのか、それを実際に実施する建築事務所の人の

取扱説明者なのか、私は、そこははっきりする必要があるのではないかと思います。

【会 長】ご説明ください。

【都市計画防災都市づくり課長】取りまとめ等される方は、事務所協会の方です。事務所協会、団体がございますので、その中で役割があると思うのです、会長ですとか副会長ですとか。そうした中から選んでいただきまして、その方がこうした取りまとめを行うところでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】分かるのですよ。だから事務所協会の中で正会員が100人いたら、例えば極端なことを言うと、その100人がこの個人情報の取扱責任者になられるのですかという質問なわけですよ。実際はそうでしょう。

【会 長】ちょっと待って、これ同じ質問なのだけれども3ページの一番下の枠は、「受託事業者に行わせる情報保護対策」と書いてあって、1として、「取扱責任者及び取扱者」と書いてあるのですよ。これをひやま委員は代理人ということかと言っておられるのと同じだと思うので、取扱責任者は誰なのですかと、取扱者は誰を意味しているのですかというふうに質問したらどうなりますか。どうぞ。

【都市計画防災都市づくり課長】取扱者というのは個々の例えば100人いまして、100人全てが現場に行くわけではございませんので、その中で例えば50人、会員は100人いらっしゃるけれども50人の方がこの業務にかかると思います。取扱者という方は50人になります。その中でさらに責任者となる方、50人の中から選んでいただきまして、区はその方と個人情報も含めまして、必要なやり取りをして個人情報の取扱いについて、対策を図っていくというところでございます。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】そういうことですよ。要は、委託先は建築所事務所協会となっていますけれども、建築所事務所が実際的に取扱者という形になる訳ですから、建築所事務所というのはそれぞれ個人なり何なりの組織で、もう既に構成されている人たちの集合体なわけですから、要はそういうことで、そういう理解でよろしいわけですよ。

【会 長】ご説明を。

【都市計画防災都市づくり課長】そのとおりでございます。

【会 長】事務所というのだから、事務所にさらに5人や10人いるわけでしょう。

【都市計画防災都市づくり課長】いる場合もございます。

【会 長】我々としてみたら、物件毎に、取扱者は決まるのではないかと思いますのだけれど、

今のご説明聞いている限りでは、200何十件の物件について丸ごと50会員、会員数50人に頼んでそこで何百人の人が関与するか分からないけれども、200何十件の物件を個別訪問してさらに耐震診断して、皆が個人情報を50社の事務所が共有することになるという意味だと思うのですけれども、ご説明は。そうではなくて物件毎にやったらどうですか。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】今、事業の枠組みの議論があって、事務所協会と区が契約をする訳なのですが、その実際に診断をされるのが協会に加入をしている個人単位の建築の専門家であるということだとするならばなののですけれども、契約は区とその協会がやっていますので、区が求める、あるいは課す個人情報保護対策ございますけれども、それを協会のほうが各個人の建築士の、建築専門の方にある程度、宣誓書なり覚書なりというような形で課すと、事務所協会がですね。と言いますのは契約をされている訳ではないそうなので、事務所協会と実際に回られる建築士はあくまでも会員で、謝礼はいただいているみたいなののですけれども、再契約ではないと伺っていますので、協会側が各回られる。

【会 長】仲介するのですか。協会が仲介するだけだという説明を今、やっているのですか。

【区政情報課長】協会が契約の相手方だと。協会に加入している専門家が実際に診断をすると聞いていますので。

【会 長】だから、さっきの説明とは違いますよね。50人をどうこうという話はなくなって、協会という1つの団体に委託するということですね、今。事務局の説明が終わるまでは他の人の発言は認めません。混乱するから。どうぞ事務局、説明を続けてください。

【区政情報課長】今、ちょっと認識をしている協会と区との契約ですと。その協会に加入をしている個人単位の専門家、建築士の方が実際に診断に回られるということですので、区はその協会との契約です。

協会に加入している個々人の方への個人情報保護対策の徹底については協会が協会の責任、あるいは区も、もちろんそれをサジェスションするのですけれども、何らかの担保をさせるということなのだと認識はしておりましたので、区と直接その各事務所との契約ということではないと。

【会 長】だから、大体それではそれでもいいのですけれども、契約者は協会と。協会は事務所協会と書いてあるけれども、私、分かりませんが、今のおっしゃっている話では建築士ですよ。協会は事務所に頼むのではなくて、事務所に所属している建築士、建築士に頼むのだと。事務所に頼むではありませんよということに一応なりましたよね。

問題は私の言っている質問なのですが、二百数十件をその協会に頼むまではいいのですよ。今、協会に頼んだら協会の関係者、所属している建築士全員、それから職員全部がそのデータを見られるようになるのではないですかと、それはどう規制しているのですかと。

私のさらに言ったのは、案件毎に担当者を決めて絞って、何十人が見るのではなくて、その担当者を、物件毎に担当者を決めてやっていただかないと個人情報漏れるということ。全員が見る必要があるのですか。

**【都市計画防災都市づくり課長】** 実態としてご説明をさせていただきます。これまでもずっとやっておりますので。これを含めてご説明させていただきます。

**【会 長】** どうぞ。

**【都市計画防災都市づくり課長】** まず、事務所協会100人以上、100社で構成されているとご説明しました。実際にこうした耐震の診断に行くものは概ね約20名でございます。先ほど分かり易くということで50名と言いましたけれども、実際には20名です。

会長がおっしゃったように各事務所がございますので、個人の事務所もございますし、5人、10人という社員を抱えている事務所もございます。ただ、実際に現場に行くのはその会社の中でも1名、個人で行っていただいております。あくまでも、社というよりもここでは建築士として行っていただいております。

お客様がいますので、区民の方がいらっしゃいますので、そこに建築士が行ってそこでデータのやり取りがございます。そのデータは会社の中で他の社員と共有等はいたしません。あくまでも建築士として仕事をして、建築士として調査・処理をいたします。そうした例えば、20件あれば20人の建築士が行きまして、そこでデータを収集して、持って、報告書等を作成します。

最終的な取りまとめとして、また建築事務所協会で集約しますけれども、そこはその建築士協会の中で、データを共有するというはございません。取扱責任者のほうが、まとめてそれは情報の管理をいたします。今、そうした形で業務のほうを行っているところでございます。

**【会 長】** それは説明としては分かりますが、それをどう担保しているのか。個人情報が流れないというのは、今のは作業の手順をご説明いただいたのであって、その間に流れていく個人情報は、不必要な人に流れないという担保、制度、ルールはどういうふうになられているのですか、というのがこの問題なのです。審議会というのはそこをやる、そこを審議するのが審議会なのです。どういうふうにそれを担保するのですか。

例えば、建築士が10人の事務所においてAさんに頼んだまではいいのですけれども、その人

がその事務所でいろんなデータ、書類を他の人に見せないように、どういうふうにしてそれを担保するのか、他の人に見せないように、どうやるのですか。

【都市計画防災都市づくり課長】個人情報に関する取扱いのマニュアルというものを私どものほうで作って渡して、このとおり守ってくださいということで、やってくださいということでお互いに事務所協会のほうと。

【会長】事務所協会では足りないのではない。それを言っているのですよ、ひやま委員は。

こういう団体に頼むというのは時々出てくるのですよ、ここの議題の中に。その業界に頼むというのは問題にしている訳ですよ、ここ審議会としては、もともと。だから、質問が出て、今、こう議論に。

協会に頼んだ後の個人情報の管理が、もう丸投げではないですか。今、私が聞いたように流れはいいのですけれども、では具体的にまだこれ私、説明を受けていないと思うのですけれども、ここに書いてある保護対策の1の取扱責任者、これ誰ですか。取扱者は誰ですか。ある甲という物件があったとして、その甲という物件については、取扱責任者も取扱者も個別には決まらないのですか。どうなっている、そこは。物件毎でしょう、個人の情報は物件毎ですよ。そうするとその甲という、乙という物件、それぞれについて個人情報があるわけですよ。その個人情報について誰が取扱責任者で、誰が取扱者でということは、どう管理されるのですかとお尋ねしています。それで、それ以外の方は絶対にその人たちには漏れません、それ以外の人には漏れませんねという保証はどうなっているのですか。はい、事務局。

【区政情報課長】今、まず会長と各委員のほうから取扱責任者とその個別案件毎の個人情報の共有の流れと、それから区がどう担保させるかといった方法について、いま一度、ご報告をさせていただきたいと思いますので、次回またご報告をさせていただくということでお願いいたします。

【会長】ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】ちょっとしつこくて申し訳ないのですけれども、事務所協会に委託して例えば、この詳細耐震診断業務の委託についての委託内容の1番、建築士が所有者等に電話連絡して実施日を決定するとありますよね。

例えば、新宿区が協会にデータを渡すわけですよ。そこでその中でピックアップしたのを会長もおっしゃられたように、例えば甲なら甲という物件について、Aという建築士に連絡をします。その連絡を建築士が、例えば複数の建築士の事務所で、Aさんという建築士に連絡を入れるとしてもAさんがいなかった場合に、事務員がとって「はい、分かりました」と。A建



築士に「どここの住所の何とかさんの物件の耐震ですね」と連絡をしますと、伝言をしますと。その辺のやり方がよく分からないのですよ。

だから私は、例えばその建築事務所協会に事務局がちゃんとあって、そこでそこまでの段取りをして、ではA先生にお願いしますということで、直接、建築事務所から行くというのなら、多少は担保ができると思うのですけれども、個人情報。ちょっとその辺がよく分からないので。

【会長】もう一度考え直していただいて、済みませんけれども。事務局、よろしいですか。

【区政情報課長】今のところの情報の流れとか、どういうふうに依頼をするのかとか、その辺も含めて、あとその担保させる方策も含めて、次回ご報告させていただきます。

【会長】そういうことですね。そうしていただいたほうが、どうもよさそうなので。どうぞ鍋島委員、お待たせしました、どうぞ。

【鍋島委員】住んでいる地域も、モルタルは多い。自分の家もそうなので頼んだのです。やはりこういう事務所で、事務所から建築士の方がいらしたので、「ここの住所や何かは漏れたりしないでしょうね」と確認して、一応名刺いただいて、これは漏れていませんというお話だったので、やはり、個人情報だって事務所が管理するとか責任者が何とか言えば、その来た人自体が守ってくれないと守られないと思うのですよね。その時も怖いと思いましたので、でも、いい先生に見ていただいたのです。あともうちょっと、2棟になっていますけれども、でもやはり個人情報のこともあるからと思って1棟でやめてしまったのです。それで本当に皆個人情報についてはシビアですから、やはり先生がおっしゃったように行った人が守ってくれないと、これはどうしようもないと思いました。

それと、もう1つはここのところの今の4ページのところの、委託内容のところの2があって、そういう啓発をして耐震とかシェルターとかいろんな制度を説明する。それでここのところの、ではここの耐震をやってもらうには「うちの知っている人は新宿区ではないので、そこで大丈夫ですか」と言ったら「新宿区のこの協会に所属している人でないとできません」ということで、そこの方々の事務所を使ってくださいという勧誘みたいなことをやったので、えっと思ったのです。だからやはりここに行ってこれは勧誘をすることを意味しているわけではないでしょうから、やはり、そここのところはちゃんとお願いしたいと思いますね。

1つ伺いたいのは、新宿区でないと補助金や何かは出ないのかどうかというのは、今、他の人にも聞かれているので伺いたいと思います。でも、とにかく勧誘行動とか、それから今の所在とか、そういうのはしっかりマニュアルに入れてほしいと思います。

【会長】分かりました。よその自治体の話は分かりますか。これは何か国の補助金制度ですか。それとも新宿区で考え出した制度ですか。

【都市計画防災都市づくり課長】国の補助制度を活用して。

【会長】では、いろんなところであるのではないですかと。国の補助制度だと言って。

【鍋島委員】でも、新宿区でないとだめですと言っていました。そういう点もきちっとマニュアルに入れていただかないと。

【会長】では、そういう誤解がないような説明を配慮していただくということで。どうぞ、三雲委員。

【三雲委員】今回、この事業、いい事業だと思うのですが、要するに潜在的顧客のリストを業界の方々にお渡しするというのが大前提になってしまう訳ですよ。そうすると、この事務所協会の中で恐らく特別な委員会みたいなのを作って、こういう事業に対応されているのだと思うのです。そうすると、委員会の中では、その委員になっている先生方の間で、このリストになっている物件をどう配転をするのかという作業があって、それで分担が決まって、それぞれ分担を受け持った物件に行ってしまう話になってくると思うのです。

受け持った物件、あるいは所有者に関するデータは、その配転を受けた先生が保有していると、運用すると。場合によっては新たに得た情報と結合するということだと思うのですが、それぞれの場面で、やはり個人情報の問題があると思うのです。

まず、やはりそのリストが業界に渡って全体の7,000件以上のリストであったりとか、二百数十件のリストだったり、それが委員会に来たときに、委員の先生が全員それを共有する状況になるのか、あるいは自分が配転を受けた案件についてしか情報を知り得ないのか、というところが1つ問題になると思うし、その次はちょっとこれ書いてあるのですが、受け取った情報を自分の執務室から取り出すに当たっては、取扱責任者の承認を得ていますけれども、通常、自営業をされているような方々の場合は、いつその現場に行き仕事をするのかというのは当然、相手方との調整を自分でやった上で行くことになると思うので、そこをどこまで協会の取扱責任者の方が、コントロールできるのかという問題もあるのではないかなと思うのです。

さらに、その情報を結合した上で、それをまた協会に戻して、委員会で集約するということになると思うのですが、そのときも委員会内でそういった情報が共有されるようになるのかならないのかということもあると思うのです。

さらに、その委員会内で共有された情報が、されないのかもしれませんが、それが外

側に漏れるのか漏れないのかっていう話があったりするんで、その辺りの全体の流れというの  
ですか、協会内部での情報のやりとりについて、あまり具体的なところを区のほうでも把握さ  
れていないのではないかと、というのが1つ、今日お話を聞いていて思ったのと。あと協会は、  
当然自分たちの個人情報保護ルールというのを持っているはずで、それとその新宿区が要求し  
ているルールとの関係というのですか、についても一応検討しておかないといけないのでは  
ないかと思しますので、その辺りについても、ご対応いただければと思います。

【会 長】いろいろ具体的に出ました。次回に説明されるときに今のような問題点、もう全  
て今の三雲委員のご指摘のとおりだと思いますので、皆さんの疑問も。その辺りをご説明いた  
だきたい、次回ということで。

【都市計画防災都市づくり課長】どうも大変失礼しました。次回、今、仰られたような割り振  
りの方法ですとか、そこにおけます個人情報の取扱い、配慮とか、そういったことも踏まえて  
ご報告させていただきたいと思います。

【会 長】伊藤委員、何かあれば。またご検討いただく材料になるかもしれません、どう  
ぞお願いします。

【伊藤委員】ちょっと気になったのが、珍しくメールを使うものがありまして、詳細耐震診断  
業務のほうでメールというのが入っているのですけれども、このパスワードを使ってという、  
この図にも書いてあって、このパスワードをまず使う上で、パスワードの通知法だったり、管  
理というのが、どのように行われるのかというのが、まず1つ気になりました。

あとパソコン内の電子情報を、後ほど削除するという話なのですけれども、メールの場合と  
いうのはサーバのほうに、例えばデータが残ってしまって、そうするとずっとそのデータが見  
られるような状態になる可能性もあると認識しているのですけれども、その辺のメールのサー  
バの情報というのが消えるのかという、そういうやり方をとるのかという。

メールの例えばファイルのやりとりをするときというのは、よく最近だとクラウドにアップ  
して何日以内に消えるみたいな。パスワードについては、また別の通知の方法を使うので、メ  
ールも2本に分かれるので、片方のメールが仮に見られたとしても、もう片方のメールがない  
と開けませんという仕組みをとったりもしているのですけれども、メールに関する対策とい  
うのが、これだけだとよく分からなかったのですけれども、詳しくいただけるといいかなと思  
いました。

【会 長】情報対策の9番のところかな。そのようですね。8、9ですか。

そういうことを全体的にもう少し個人情報で漏えいが起こらないように、また被害が起こら

ないように、区民からクレームが来ないようにご検討ください。

ではこれは、本件は継続ということで次回審議いたします。ご苦労さまでした。

ちょっと時間がかかり過ぎたけれども、よろしいでしょうか、次。

それでは、資料43「DV等被害者情報に係る団体内統合宛名等システムの改修について」であります。説明をお願いいたします。

【総合政策部特命担当副参事】総合政策部特命担当副参事です。私のほうからご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、「DV等被害者情報に係る団体内統合宛名等システムの改修等について」ご説明させていただきます。なお、マイナンバー制度対応におきますDV等被害者情報を共有するための目的外利用につきましては、7月20日に開催されました個人情報保護審議会においてご承認をいただいたところでございますが、今回はDV等被害者に対する庁内における情報共有、対応を正確かつ円滑に行うためにシステムの改修を行わせていただいたことから、緊急の理由に基づく事後報告という形でございますが、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、2ページ目をご覧くださいと思います。事業の概要でございます。事業名、担当課につきましては記載のとおりでございます。こちらの事業の目的につきましては、DV・虐待被害者等要支援者に係る処理につきまして、各所属におけるDV・虐待被害者等要支援者の把握状況を庁内で共有可能とすることで、マイナンバー制度を初めとした庁内業務の適切な運用を徹底し、DV・虐待被害者に係る情報の漏えいを防止することを目的としているものでございます。

対象者につきましては、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者、以下DV等被害者と言わせていただきますが、こういった方々が対象者となるものでございます。

それでは、事業内容をご説明させていただきます。まず、DV等被害者の対応の必要性、こちらにつきましてご説明させていただきます。マイナンバー制度につきましては、平成29年7月に情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始されたというところでございますが、それと同時にマイナポータル、国がシステムを運営していますマイナポータルにおきまして、情報連携されます事故情報、また自治体間等で行われます情報提供の記録、こういったものは、マイナンバーカードがありますと、マイナポータルで閲覧できるようになったというところでございます。

こういったことに伴いまして、DV等被害者の居場所がDV等加害者にこのマイナポータル

を通じて漏えいするおそれがあるというようなことが、発生したというところから、(2)でございますが、マイナンバー利用事務に係るDV等被害者に係る適正な処理が必要になったというところでございます。

2番でございます。こういったことに伴いまして、国からの通知でございますが、平成29年7月13日付けで内閣官房のほうからDV等被害者に係る基本的な対応として、以下の内容が通知されたというところでございます。DV等被害者であってDV等加害者のもとから避難先市区町村に避難しており、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグの設定を申し出るもの、または申し出の有無にかかわらず、こういったフラグを設定することが必要なもの、こういったものにつきましては、(2)の自動応答不可フラグの設定及び不開示該当フラグというものを設定いたしまして、マイナポータルにおいて情報が表示されないように対応してくださいというような形で、国から通知が来たところでございます。

こういった通知に基づきまして、7月のほうの個人情報保護審議会におきまして、目的外利用のご承認をいただきまして、これまでフラグの設定というものをまずは対応させていただいたところでございます。

フラグの設定のイメージというところを、添付資料でご説明させていただければと思います。資料43-2をご覧ください。こちらの資料でございます。

こちらは、フラグを設定していない場合というのが上段でございますが、フラグを設定していない場合につきましてはマイナポータルにおきまして、例えば住民票の情報であったり、税情報、こういったものが、情報が表示される。また、A自治体からB自治体に情報連携した連携の履歴、こういったものがマイナポータル上、表示されるというようなことがございますので、仮にDV等加害者が被害者のマイナンバーカード等を持っていた場合には、こういったものを閲覧でき、居場所の特定につながるおそれがあるというようなところでございます。

そこで、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグというものを設定することによって、マイナポータル上、そのような情報が表示されなくなりますので、仮にマイナンバーカードをDV等加害者が持っていたとか、そういったような状況であったとしても、マイナポータル上で居場所の特定に繋がらないというような状況を設定できるという形になりますので、これまでこのフラグというものは、新宿区として全て設定をして対応してきているというところでございます。

それでは、恐れ入りますが資料の2ページ、もう一度、事業の概要にお戻りいただければと思います。続きまして3ページに移らせていただきますが、では今回なぜシステムの改修の必

要性が生じたのか、というところをご説明させていただきます。

第3回本審議会の目的外利用のご承認いただいた後に、国の通知に基づきまして、各課新宿区全体でDV等被害者を対象にフラグの設定を行っておりまして、自己情報表示、情報提供等記録の表示を抑止している、というところでございます。

しかしながら、これだけのフラグの設定のみというような形でございますとフラグの設定を行った課が、DV等被害者としてのほうが不要になり設定の解除を行うときには、どこの部署が実は関連しているのかというものが、分からないというところがございますので、関係部署全てに確認をとらなければ、解除することができないというような状況であったというところがございます。したがって、庁内における情報共有を正確かつ円滑に行い、各部署においてフラグの設定及び解除を確実にを行うために今回、システムの改修を行ったというところがございます。

また、大変恐れ入りますが資料43-3でございます。それではその状況というものを、この図をもとにご説明させていただきます。この現行といいますのは、システムを導入しなかった場合というところがございますが、DV等被害者のほうが仮にA課にDV等の申し出を行った場合には、A課のほうでフラグの設定というものを、行うというところがございます。

実はこのフラグの設定というのは新宿区で1つの課しか設定できず、また1つの課が設定すれば全ての情報に影響が及ぶというところがございますので、A課が設定することによって表示というものがされなくなるというところがございますが、仮にこのDV等被害者がB課もC課もD課も関係があるというような場合につきましては、B課のほうは、A課が設定していれば、その設定に指定のない状況ですと、設定したという状況を確認をして、対応は大丈夫だなというような形でB課としては対応していくというふうにせざるを得ないというところがございます。

そこで、仮にA課が、このDV等被害者に対するサービスが終了したということで、フラグの解除をしようと考えたときに、この被害者が、実はどこの課に関連しているのかというのは、A課には分からないというところがございますので、情報の保護というものを徹底するためには、ある意味関連する部署に、全て確認をした上で解除していくというような作業が必要になってくるというところがございます。このような作業ですと、仮に漏れがあった場合とか、そういったところがあった場合については、安全対策がとれないというような形になってしまいます。

そこで今回、次のページをご覧くださいければと思います。資料43-3の2ページ目ござ

います。この黄色いものがある図でございます。

【会長】解除の流れという。

【総合政策部特命担当副参事】解除の流れというところでございます。

システムの改修後となりますと、当然、フラグの設定というのはA課が行うというところでございますが、システムの中に、このDV等被害者に対してどの課がフラグを設定するのかというようなものを、このシステムで入力すると。そうすることによって、A課もB課もC課も、全ての課がどの課がフラグの設定が必要であるかというものを一目で分かるようにするというのが今回のシステム改修の大きな狙いというところでございます。

これを行うことによってフラグの設定解除を確実に行いまして、漏れが起こらないようにし、この情報の管理の徹底を行っていきたいというのが今回のシステムの改修の一番の大きな目的というようなところでございます。

それでは、大変恐れ入りますが、事業に概要の3ページにもう一度お戻りいただければというふうに思います。

それでは、説明を続けさせていただきます。5番、今回のシステムの改修の内容でございます。まず、対象者の登録につきましては、記録項目といたしまして、団体内統合宛名番号、氏名、性別、生年月日、また所属コード、所属名、入力日、解除日でございます。なお、今回はDVの被害状況を把握するわけではなくて、あくまでも居場所の特定に繋がらないものを情報共有するということが目的でございますので、DV等被害状況等の詳細情報につきましては、一切記録は行わないというところでございます。

続きまして、対象者の検索、一覧の抽出、削除、また利用できるものが限定できるよう利用者管理及びアクセス制御、こういったところをシステムの改修の内容としているところでございます。対象者につきましては約1,000人を想定しているところでございます。

それでは、4ページをお開きいただければと思います。

続きまして、個人情報処理システム開発・変更関係です。これまで説明した内容については、恐れ入りますが割愛しながらご説明させていただきます。

保有課、登録業務の名称、また記録される情報項目につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

続きまして、新規開発・追加・変更の理由でございます。国から通知がありました「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」及び「マイナポータルお知らせ機能の利用における留意事項について」を踏まえ、各所属におけるDV・虐待

等被害者の把握状況を庁内で共有することで庁内業務の適切な運用を徹底し、DV等被害者に係る情報の漏えいを防止するというのが理由でございます。

開発・追加・変更の内容については、先ほどご説明したとおりでございます。

続きまして、個人情報保護対策でございます。この開発整備の過程では、委託先には個人情報につきましては一切触れさせないというところ。また、委託先に新宿区情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例を遵守させる。また、テストにおきましてはダミーデータを使う。また、実データを使用した検証作業は区職員が実施する。また、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底するなどによりまして、個人情報保護対策を徹底してきたというところでございます。

なお、こちら時期につきましては、本格運用が11月13日から行われたというところがございますので、これに併せてシステムの改修を9月13日から開始いたしまして、11月13日からの本格運用に併せて、システムの稼働をさせていただいたというところでございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。業務委託の内容でございます。

まずは、上から3つ目です。委託先につきましては、日本電気株式会社でございます。委託に伴い処理させる情報項目、記録媒体につきましては記載のとおりでございます。

委託の理由につきましては、マイナンバー制度の実施に当たりまして、他自治体等との情報連携の対象者を管理する団体内統合宛名等システムを活用し、DV等被害者に係る情報連携を制御するため本システムを改修する必要があると。本システムの整備に当たっては公募によるプロポーザルを行い、上記委託先が最良な企画提案を行った事業者として選定されたというところがございます。また、上記委託先に行わせることが最も確かつ効率的な本システムの改修を行うことができると考えまして、上記委託先に本業務を委託したというところがございます。

委託の内容につきましては、先ほどご説明しましたシステムの改修に加えまして、2番システムの保守も委託するというところがございます。稼働の監視、故障障害対応、プログラム不具合対応等につきましても委託するものでございます。委託の開始時期、期限につきましては記載のとおりでございます。

なお、大変恐れ入りますが、保守業務のところの年号に1つ誤りがございまして、平成29年9月13日から平成29年3月31日までとなっておりますが、こちらは平成30年3月31日まででございます。大変申し訳ございませんでした。修正をお願いいたします。



続きまして、委託に当たり区が行う情報保護対策につきましては、区と委託先の契約書には個人情報に関する、7ページになりますが、特記事項を付記しまして、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。また、先ほどもご説明したとおり委託先に個人情報を一切触れさせない。また、テストにおいてはダミーデータを使う等により情報保護対策を行ったというところでございます。

6ページをご覧ください。受託事業者に行われる情報保護対策というところにつきましても、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定し区に報告させる。開発、運用過程では委託先に個人情報を一切触れさせない。また、ダミーデータを使用する。こういったところにより、受託事業者にも情報保護対策を徹底してきたというところでございます。

最後にシステムのイメージでございますが、資料43-4、こちらが今回の改修したシステムのイメージ図で、こちらご参考に添付させていただいたというところでございます。

【会 長】ちょっと質問ですけれども、理解が悪いのかもしれませんが、フラグを設定する前に、DV等の加害者が、その情報を得たということがあったということですよ。

【総合政策部特命担当副参事】マイナポータルを通じてという。

【会 長】そうです。

【総合政策部特命担当副参事】こちらのマイナポータルの運用は開始されると同時にしっかりフラグの設定というものも行っておりますので、こういった加害者に情報が漏れたという事実は、今までないというところでございます。

【会 長】そのフラグを設定する動機というか理由になったのは、その実際に流れたのではなくて、可能性があるということに気づいたと、こういうことですか。

【総合政策部特命担当副参事】マイナポータルにおいて、事故情報表示がされるという機能がございますので、そういったおそれがあるというところで、フラグの設定を全て行ってきたところでございます。

【会 長】フラグの設定をしましたよね。今度、今日問題になっているのは、その解除の手續が問題になっているようですけれども、このフラグの設定を解除することをDV等の加害者が、またなりすましみたいなことで、解除の申し出をする危険性というのはないのですか。

【総合政策部特命担当副参事】こちらの解除につきましては、基本的には各所属のほうで、例えば、戸籍住民課とかですと住民票の閲覧制限というものを行う新措置がございますが、そういったところの申し出を受ける段階で、なりすましの方が、そういったことがないようにしっかり各窓口で、ご対応はしているというところでございますので、そういったところで、その

各その所属が把握する段階、または解除する段階では、それぞれ個別の状況に併せてしっかりやっております。そういった恐れはないような形で運用させていただいているところでございます。

【会 長】だから最初はず、フラグを設定しない場合には、そのDV加害者が窓口と関係なく情報に接することが可能だったということですか。

【総合政策部特命担当副参事】フラグを設定しなければ、マイナポータルにおきまして、仮にDV加害者が被害者のマイナンバーカードを持っていた場合に、マイナポータルにログインをして居場所の情報を取得するというような可能性はあるというところでございます。

【会 長】あったのですよね。今度の解除のことを聞いているのですが、フラグを設定したまではいいのですよ、それはなるほどそうだよねということなのだけれども、今度はフラグの設定を解除する、被害者が申し出れば解除されるはずなので、問題はその解除の手続を被害者の方が、本人がやればそれでいいというのは当たり前のことで、その質問をしているのではなくて、DV加害者がなりすましてフラグの設定を解除する危険はないのですか、というのが質問なのです。

【総合政策部特命担当副参事】そちらにつきましては、その解除するに当たってはしっかりと、そのようなことがないように、当然、ご本人に確認をした上での解除となりますので、ご本人に、代理人の方が来た場合についても、しっかりそういった加害者のなりすましがいないかというところは、各、受け付ける窓口で確認した上で、対応していくということになりますので。

【会 長】そういうなりすましを排除する、何かの設定はされているのですか。準備はされているのですか、マニュアルでも何でもいいのですけれども。要するに本人だと言ってくる場合もあるわけでしょう。証明書を見せてくださいと言ったら保険証も持ってきている。免許証は写真があるからだめだけれども。その保険証を持ってきて、これで解除してください、とこう言ったらどうですか。似たような年齢で性別も同じような人だったら、「あなた違うでしょう」と窓口で言えない。

【総合政策部特命担当副参事】そこで、そういったDV等の措置を解除するに当たっては、当然所定の手続の必要がございますし、その手続をする段階で、しっかりなりすましがいないよう、対応しているというようなところでございます。

【会 長】だから、ここは個人情報が入るというふうには悪用されないように何とか守ろうという審議会なので、それちゃんとやられていますかという質問しているのだけれども。

【総合政策部特命担当副参事】分かりました。しっかりと解除する手続を行う場合については、

本人確認書類等をしっかり出していただき、代理人からの請求であれば本人からの意思が入っているのかというものを、そういった書類でしっかり確認の上、対応しているというようなどころでございます。

【会 長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】2つあって1つ目が、この現行とその新しい仕組みの違いで、今まではフラグ解除の申し出を受けた課が関係していそうな課に当たりをつけるのでしょうかね。そうやって他の課に確認をしていくところが、今度はその団体内統合宛名等システムで、他課のDV等被害者の把握状況を確認するというふうになっているのですけれども、そうすると当然、この前提としては他課が把握したDV被害者の状態について、きちんと都度都度、この団体内統合宛名等システムというものに書き込んであるということが、前提になってくると思うのですよね。そこがもしかすると漏れていたような場合とか、むしろそれよりは、担当の人たちに直接聞いたほうが直近の状況がわかっていたりとか。どちらかという、本人の意思に基づくフラグ解除がおくってしまうよりは、何らかの不手際でフラグ解除がなされてしまって、情報がDV加害者に漏れてしまうほうが怖いはずなので、なるべく保守的に処理したほうがいいと思うのですけれども、そういうリスクというのですか、懸念に対しては、新しい仕組みはどういうふうに対応しているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】まずは、やはりこのシステムをしっかり皆さんに認識してもらって利用してもらおうということがまず大切かと思っておりますので、こちらについてはまずこのシステムが稼働するときには全庁的に担当者呼びまして、説明をしたというようなどころでございます。

また、今後につきましても、当然年度によって担当者が替わるということが出てきますので、マイナンバー制度全体の説明を、今も年度毎に行っているところでございますが、今後、そういった形で説明会等をしまして、しっかり担当者にこのシステムがあるということは認識してもらおうということで、対応していきたいと思っております。

また、フラグの解除を行うに当たりましては、やはり関係するこのシステムだけではなくて、当然担当者のほうにも、他に漏れがないかというのをしっかり確認した上で解除してもらおうところは徹底していきたいというふうに思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ここは運用のところなので、しっかりやっていただければと思います。

もう1つ、きょうの資料に関する質問なのですが、システムの改修等業務の委託についてという別紙のところで、委託に当たり区が行う情報保護対策では、委託先に個人情報を一切触れさせないとなっていて、他方で委託に伴い事業者処理させる情報項目でDV被害者等に関する宛名番号、氏名、性別、生年月日、所属コード、所属名とこういうふうにいる個人情報が入っているのですが、これはどういうことを意味しているのか教えていただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】こちらの開発の過程では、一切触れさせないですが、今後、保守であったり、運用の段階ではこういったところに触れるというようなところもございますので、そういった意味で開発の段階では一切触れさせずに行ったというところがございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】保守のタイミングでは、この委託先がDV等被害者の方々の個人情報に触れるということが、予定されているという理解でよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】保守の段階でも当然システムの不具合があれば、そういった対応をするというところですが、運用の段階でも個人情報に触れさせるというようなことは一切させないという形で対応していく、というところがございます。

【会 長】確認だけでも、ダミーデータということが書いてある、3番目ですが、ダミーデータを使って、保守の場合もテストをやるということでしょうか。ちゃんとそれしっかりして。ここで答弁すればいいという問題ではなくて、ちゃんとその業者に言っていたかないと。

【総合政策部特命担当副参事】ダミーデータを使って保守の段階でも行うということで、業者のほうにも徹底しているところがございます。

【会 長】どうぞ、三雲委員。

【三雲委員】そうすると、ここで事業者処理させる情報項目に、個人情報が上がっている理由を教えてください。

【会 長】なかなか難しい質問です。ご説明を。

【総合政策部特命担当副参事】データベースの項目として、こちら掲載させていただいているというようなところがございますので、業者がこういった情報に触れるというようなことは、ないというところがございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】システムの中でこういう部分、こういう情報を扱う項目に関して、棚を処理するような感じ、いじるような感じのイメージで、その中身のデータそのものは、業者さんは触らないということで、よろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】そういったことでございます。

【会 長】訂正していただいて、分かりました。事務局とも関連するのですが、今の、やはり項目だけだとしても、ここで審議の対象にしてもらったほうがいいですよ、ダミーデータを使うとしてもね。個人情報をいかに扱うかという問題ですから。議題にはしていただきたいなと思います。

あと、ご質問かご意見ございましたら。西村委員。

【西村委員】このシステムについて私まだ十分よく分かっていないという立場からのご質問なのですが、仮にA課、B課、C課という3つの課が、それに関係していたとしましょう。そうすると、私の理解ですと、これ、そういうフラグに対して課毎にサブフラグがついて設定されていると。A課はサブフラグだけ、B課も立てる、C課も立てる、D課は立てないとか、そういうことはあるかもしれないですけれども、ある方に対して全ての課のうち、A課とB課とC課にサブフラグが立っていると。そうするとそれを解除しようと思うときには、A課のほうに申し出があったとしたら、これはB課もC課も関係しているのだなということが、サブフラグが立っているということで分かるのですが、逆にA課で下ろしていいかというときには、B課とC課にそのとき対応を尋ねれば、それで全体が下ろせるかどうか、解除できるかどうかというのは分かりやすいという意味で、これは作ったのでしょうか。

【会 長】ご説明を。担当者が替わるのだったら肩書を言って回答してください。

【情報システム課長】情報システム課長です。今、フラグについてのお尋ねでございます。どういうふうに改修したかということ、分かりやすく申し上げますと、フラグについては1つです。ただ、フラグについてのその履歴、どこが付けたかというものが表になって出てくるとお考えいただければいいと思います。

1番を例えばA課で付けました、そうすると表のところにA課で1番を付けましたというのが出ます。B課でもこここのところを付けるときには、B課で付けましたと。フラグについてはそのまま変わりません。表のところにB課の部分が増えます。C課が見ると、こここのところにフラグが立っていてA課とB課の名前が入っているというようなイメージとお考えいただけれ

ば、おわかりかと思いますが、よろしいでしょうか。

【会 長】西村委員、どうぞ。

【西村委員】そのイメージは分かるのですが、問題はそれを解除するときの話ですけれども、そうするとA課のほうに解除の請求が来たとしたときに、A課だけで判断できなくて、フラグといいますか、履歴が残っているB課やC課が関係しているということが、それが分かるから個別にA課の人はB課やC課に問い合わせをするということがそこで可能に、以前は全部やらなければいけないけれども、それが、そういう関連するのがそれだけになったということで、そういう意味で作業が効率化するという、そういう目的でなされたのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】作業が効率化するという事はございますが、ただ実際には、やはり関係する課を全て把握して、そういった確認の漏れがないようにと。そしてDV等被害者の情報が漏れないように、というところが一番の目的でございますので、関係する課というものを明確にしまして、しっかりと対応していくというところが、一番の目的でございます。

【会 長】西村委員。

【西村委員】そうしますと、あくまで担当する課に漏れないかを把握するということで、そうするとその各課で、それがうちではもう、A課で解除の請求が受け付けられれば、私の課としても異存はありませんというような、そういう意思確認というのは、また別途なされると了解しているのですね。つまり、フラグがなければ自動的にぱっとサブフラグというか、履歴がなければ自動的にぱっと削除できるということではなくて、その間にそういうシステムとは別途、確認手続が裏側には含まれていると了解しているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】今、委員がおっしゃったとおりその辺は、解除する際には、そういった関係部署にしっかりと確認する。また、そのような方から解除の申出等があった場合については、やはり幾つかの課が該当しているということであれば、しっかりそういったところを確認しながら対応していくということで徹底してまいりたいと思います。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見、ございますでしょうか。どうぞ、小林副会長。

【小林副会長】意見ではなくて、1つお願いなのですけれども、これ事務局も含めてですが、このようなものはシステム改修にダミーデータを使うというのは、何件かこれまでも出ているのですね。こういう質問も前にありました。ダミーなのに何で個人情報名が並ぶのか。そう

するとシステムの改修にはダミーだから要らないのだけれども、実際それを作動させて最初に使い始めるときに業者が立ち会う、庁舎内で立ち会うから目視される可能性があるからこれ書いているのだとか。あと、今度は保守の問題が出ましたけれども、あれはもちろんトラブルが起これば保守で、その画面を見るところはあり得ると。それはやはり、どこでそういうことが起こるのかというのを書いてもらわないと、ダミーだというのに、何で個人情報が出るのだということは、やはりルールとしてちゃんと明示してもらえば済む話だと思うのですね。それはぜひお願いをできればと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先ほどの質問したのは、その前の建築関係の委託のときと、この今回のシステム改修の委託のときのこの資料の項目の作り方が全く同じなのです。そうすると、さっきの建築関係のほうでは、委託に伴い業者に記させる情報項目、まさに個人情報を取り扱っていただくことになっていたわけですが、こっちのシステム改修では実はそうではないという。にもかかわらず、同じフォーマットで記載がされているので、非常に分かりにくいなというふうに思っていたところがあったので、今回のケースでは先ほどおっしゃったみたいなきっかけがあるみたいで、そこはやはり分かりやすくしていただいたほうが、質問は減るかなと思います。

【会 長】本当にシステム改修だとすれば、諮問事項ではないかなとか思うこともあるのですよね。その諮問、まずシステムの改修が行われて、システムの改修を行うということで、ここで議論して、それからそれを委託するという、普通だったら2つの、細かく理屈を言えば。そういう、だから全くかけないでシステム改修して、業務委託は個人情報がないからという訳にはちょっといかない。だから、ここにどうしてもかけないといけないと思うのですよね、システム改修を伴っているから。

だけれども、今のように個人情報を扱うかどうかというのは、やはり小林副会長がおっしゃるように、原則はダミーデータだけれども、何かの機会に触れる可能性があるという意味では、やはり危険がありますよね。だから、業務委託についてもここで審議させてもらったほうが安全かなと。結構、意見出ていますからね、と思います。

他にご質問かご意見、ございますでしょうか。

なければ、これは業務委託という形で来ておりますので、報告事項ですので、了承ということでよければ了承いたしますが。何か反対のご意見ございますか。了承でよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

【会 長】では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

この後、追加資料として交付されている資料4 1をちょっとご説明いただきましょうか。

これは、件名は「公営住宅等管理事務における個人番号の利用について」であります。これは、議題には出ておりませんが、ご説明いただくということに前になっていたようで、ではごく簡単にご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】

前回の審議会におきまして、公営住宅等管理事務における個人番号の利用についてご審議いただいていた際に、三雲委員のほうから、申請の際に個人番号の記載を拒否する方の対応というようなところでご質問がございまして、こういった場合につきましては基本的には記載いただかずに、情報連携ができないので必要な定型文書は全て出していただくということで、お答えさせていただいたところですが、その際に追加の質問で、もともと個人番号の記載というものを拒否されていた方がその後、認知症になられてそういったことが本人の意思も確認できない、そのような状況に陥っていた場合には、どのように対応するのかという、ご質問をいただいたところがございます。

その際につきましては、住宅課のほうで税務関係書類が分からないので、一番高いところを使う等のご回答をさせていただいたところですが、この辺の対応につきまして確認等しましたので、ここでご報告させていただきます。

まず、個人番号で、認知症等で記載が難しいような場合の対応につきましては、国のほうからのQ&A等で、そのような場合につきましては、区のほうで補記ができるというような形でのQ&Aが出ているというところがございます。

一方におきまして、本人において拒否した場合については、個人番号の記載をいただかずに添付文章の提出をいただいた上で、ご対応してくださいというようなQ&Aが出ているというところがございます。

それで三雲委員のようなケースがあった場合については、どのように対応するのかというのは、国のほうに改めて確認させていただいたところ、そのような個別の事情については、各機関のほうで判断して対応してくださいというようなご回答があったところがございます。

これまで新宿区においては、個人番号の記載がないことによって、ご本人様に不利益が生じないような形でご対応してきているというようなところがございますので、今回、そのような形で認知症である本人の意思が確認できないということで記載しないことによって、住宅費が高騰するというようなことは、当然ご本人の不利益になりますので、ご本人でありまた代理人



の意思というものは最大に尊重するところでございますが、そのようにご本人に不利になるというような状況である場合については、区のほうで、区の判断で補記させていただいてご対応させていただくということで、対応していくというようなところでございます。

【会 長】この点についてご質問。三雲委員、よろしいですか。何か他の方で質問があれば、なければ、一応ご説明を受けたことにいたします。それでは、どうもご苦労さまでした。今の件は補足説明というところで。

【区政情報課長】恐れ入りますが、資料46は、本日ご審議いただきたいと思っております。

【会 長】それは、仕方がないですね。では、急いで資料46やりましょう。資料46「消費生活地域協議会構成員への消費者被害情報の外部提供について」であります。それでは、ご説明願います。

【消費生活就労支援課長】

それでは、消費生活地域協議会構成員への消費者被害情報の外部提供についてご説明いたします。

目的でございますが、高齢者などの消費者被害に遭いやすい消費生活上、特に配慮を要する消費者の被害救済や早期発見、被害の未然防止のためということでございます。

本日、お諮りしたいのは、深刻な消費者被害の早期発見や未然防止のために、対象となる高齢者等の情報を、消費生活センターと高齢者総合相談センター、社会福祉協議会の三者で提供し合うことを可能にするということでございます。

対象者でございます。「消費生活上特に配慮を要する消費者」という文言ですが、こちらは消費者安全法の第11条の4第3項に規定されている文言になります。これは高齢者や障害者のうち過去に消費者被害に遭った経験がございますとか、認知症などで消費者被害に遭いやすいという特性をお持ちの方ということになります。

事業の内容でございます。まず、1「悪質商法被害防止ネットワーク」の取り組みについてでございます。新宿消費生活センターでは、平成17年から悪質商法の被害の防止のために介護保険事業者、訪問看護事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者総合相談センターなどの協力を得まして、高齢者などの悪質商法被害を早期に発見して通報、情報共有を行うという、ネットワークを構築しております。

この「悪質商法被害防止ネットワーク」でございますが、高齢者総合相談センターと社会福祉協議会もこのネットワークのメンバーとなっておりまして、現在も情報を提供し合っておりまして、高齢者などの見守りを行っております。ほとんどのケースでは、本人同意を得た上で個人情報を

共有させていただいておりますが、効果的な見守りを行っているところがございますが、ごくまれに本人同意が得られないために連携した見守りができないということがございます。例えば、悪質商法の被害に遭ってしまった高齢者の方が、ご自分は認知症のためにだまされてしまったのだとお思いになって、恥ずかしいと思ってしまうわれて、誰にも言わないでほしいというような場合がございます。

こうした課題があるということをご説明した上で、2番の「消費生活地域協議会」のご説明をさせていただきます。

新宿区では、平成27年度に「消費生活地域協議会」を設置いたしまして、消費者教育と消費者安全を柱に、消費者行政について協議しております。先ほどご説明した「悪質商法被害防止ネットワーク」はこの協議会の作業部会ということになっております。「消費生活地域協議会」の概要につきましては資料46-1、委員の構成につきましては資料46-2にございますが、お時間の関係もございますので、こちらではご説明を割愛させていただきます。

この「消費生活地域協議会」ですが、平成29年度から消費者安全法に基づく安全確保地域協議会と位置づけられました。消費者安全法でございますが、この法は消費者の安全の確保を図るために、消費者庁の設置に伴って2009年に施行された法でございますが、その後の改正で、高齢者等の地域での見守りネットワークの整備を図ることが定められました。

これを踏まえまして、新宿区の消費生活地域協議会をこの消費者安全法に基づく安全確保地域協議会と位置づけまして、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りを強化することいたしました。

見守りの対象という方の個人情報の共有につきましては、協議会の構成員のうち、どの構成員で、どのように共有するのがよいのかということが課題となりまして、個人情報を共有する構成員は厳選すべきだという意見交換などを地域協議会でしてまいりました。この課題について検討を続けてきました結果、地域協議会の構成員のうち、高齢者の見守りを行う公的機関である高齢者総合相談センターと社会福祉協議会が消費生活センターと三者で、見守り対象者の同意が得られない場合でも、情報を共有することができるというふうにする必要があるという結論に達しました。現在、本人同意を得た上で情報の共有を既に行っておりますので、同意が得られない方はほとんどいないということで、対象者は年間数件程度を想定してございます。

資料の2ページの下の方に、消費者安全法第11条の4第3項についての説明を書かせていただいております。こちらの規定によりますと、この協議会が必要と認めるときは、構成員

に対し消費生活上、特に配慮を要する消費者の情報の提供を求めることができるとされておりまして、消費者庁のガイドラインによりますと、この消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を組織する意義というのは、構成員間で見守りの対象者に関する個人情報を提供することができるようにすることに、あるとされているものでございます。なお、この構成員には安全法により守秘義務が課されてございます。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

保有課でございますが、消費生活センターを所管する消費生活就労支援課、新宿区社会福祉協議会に事業を委託しております地域福祉課、それから高齢者総合相談センターの所管であります高齢者支援課の3課になります。

登録業務の名称と目的は、それぞれ1番が消費生活センター、2番が社会福祉協議会、3番が高齢者総合相談センターに関するものになってございます。

外部提供の相手方は、三者で提供し合うことを可能にするというものでございますので、消費生活センター、消費生活就労支援課から見ますと相手方が高齢者総合相談センター、社会福祉協議会ということになります。

外部提供を行う理由は、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

次に外部提供を行う情報項目は、氏名、住所、生年月日、消費者被害の内容でございます。

外部提供を行う際に使用する記録媒体は、紙を考えております。

外部提供に当たっての区としての情報保護対策といたしましては、1つ目が、外部提供は消費生活上特に配慮を要する消費者を見守る必要があると認められる場合に限定をいたします。定期的な訪問や郵便物の確認が必要であると認められる方に限定するものでございます。

2つ目が、紙媒体はファイルに綴りまして、当該ファイルは鍵付きのキャビネットに保管するというものでございます。

外部提供の相手方としての情報保護対策は、1つ目が、高齢者総合相談センター及び社会福祉協議会におきましては、外部提供を受けた個人情報は紙媒体については、鍵付きキャビネットに保管するというものでございます。

2つ目は、提供を受けた個人情報をシステムに記録する場合には、IDを付与された各事業所の担当者のみがパスワードを入力することによりアクセスすることが可能となる体制とするというものでございます。

高齢者総合相談センターは区の福祉情報システム、社会福祉協議会は新宿区社会福祉協議会会員総合システムというものを使って記録をしてございますので、このような情報保護対策を

記載しております。

3番として、上記のほか外部提供を受けた個人情報は、それぞれの個人情報保護規定に基づき管理を行うというものでございます。

資料といたしまして、資料46-3をご覧いただけますでしょうか。こちらの三角の図になりますが、こちらは新宿区の個人情報保護条例上の位置づけをわかりやすくするために、図に示したものでございます。この三者の個人情報の共有は、法律に基づく目的外利用の場合と、法律に基づく本人外収集の場合と、外部提供に該当する場合がありますということになってございまして、今回、外部提供に当たるものについて諮問させていただくということになってございます。

続きまして、資料46-4でございます。資料46-4は個人情報の提供を受けてから、廃棄するまでの流れを書かせていただいております。消費生活センター、高齢者総合相談センター、新宿区社会福祉協議会の3カ所で相手方より紙媒体により個人情報の提供を受けます。緊急のときは電話でお話をさせていただくのですが、その後、必ず確認のために、紙媒体で個人情報の提供はするようにいたします。

2番目、受けた情報に基づき消費者被害への対応を実施いたします。

③、提供を受けた個人情報をシステムに入力をいたします。このシステムは高齢者総合相談センター、社会福祉協議会、先ほど申し上げたシステムになりまして、消費生活センターのほうでもP I O-N E Tという相談システムがございまして、こちらのほうを導入するときに、個人情報保護審議会のほうにお諮りをして、承認をいただいているものになります。

④、相談業務及び見守り活動において個人情報を利用する。定期的に訪問したときの郵便物の確認などに個人情報を利用するということになります。

廃棄のタイミングが、それぞれの機関によって少し異なりまして、消費生活センターと社会福祉協議会はその方の相談の終了後5年間保存し廃棄となりまして、高齢者総合相談センターの場合は、対象者の死亡後5年間保管し廃棄ということになっております。

【会 長】今の概要の3ページの一番下のところですが、緊急時の外部提供における本人通知の状況って、これ何か星印か米印がついているのですが、これはどういうことですか、この項目自体。

【消費生活就労支援課長】この項目は文式として事務局のほうで定めているものなのですが、こちらには該当することがないので書いておりません。

【会 長】そうですか、この案件とは関係ないという意味ですね。

【消費生活就労支援課長】そうです。

【会 長】分かりました。この件について何かご質問かご意見、ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】まずその消費被害の案件が発生したときに、誰がその被害を認知して、どこで共有されるのか教えていただきたいのですけれども。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【消費生活就労支援課長】消費者被害が発生したときに、消費生活センターにご相談される方が、やはり一番多いかと思います。ただ、高齢者総合相談センターの方が相談業務の中でお話を聞いていて、定期購入といって1回だけのつもりが、何回も購入に実は契約がなっていたというような定期購入被害に遭っていたということが分かったり、社会福祉協議会のほうで成年後見の件で相談に行ったときに、消費者被害の情報をたまたま聞いたということがあれば、一番最初に把握するのはそちらのほうということで、基本的には消費生活センターが多いかと思いますが、今後、他のところで把握されることもあるかと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】資料の2ページ目だと、その悪質商法被害防止ネットワークというところで、消費被害の情報を共有したいという目的があって、それが、同意が得られないような方の、認知症のような方の場合について、同意なく共有するためにこの案件が、今、この話をしているという理解をしているのですけれども、悪質商法被害防止ネットワークの中で、この今回の外部提供を行う情報項目が、共有されるということなののでしょうか。

【消費生活就労支援課長】資料46-1をご覧くださいでもいいでしょうか。資料46-1の下の方に、協議会ネットワークイメージ図というのがございますが、この協議会の真ん中に黄色で書いてございまして、その右下に悪質商法被害防止ネットワークというのが書いてございます。今、委員がご質問されたように悪質商法被害防止ネットワークの中でやりとりするということなのでも、それが作業部会ですのでイコール消費生活地域協議会の構成員の中で、やりとりをするということになっていくものでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】消費生活地域協議会にはいろんなメンバーがいて、その中には今回の外部提供の相手方となっている高相センターとか、社会福祉協議会の方以外の団体であるとか、有識者の方とか、いろいろ警察とかあるのですけれども、これらはどういう位置付けなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】まず地域協議会の委員さんというのは資料46-4に書かせていただいている委員さんになります。

悪質商法被害防止ネットワークの構成員というのは、全て記載していないのですけれども、資料2の上のほうに1番の中に介護保険事業者、訪問看護事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センターなどということで書かせていただいております、全く同じではないのですけれども、消費生活地域協議会のメンバーでもあり、悪質商法被害防止ネットワークの作業部会のメンバーでもあり、新宿区社会福祉協議会と高齢者総合相談センター、新宿区消費生活センターの三者で共有したいということになってございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】資料46-1の協議会ネットワークイメージ図に載っている消費生活地域協議会の周りの輪に入っているいろんな団体とか人がいますけれども、これら全員に共有されるわけではなくて、このうちの高相センターと社協のみという理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【消費生活就労支援課長】そうでございます。

【会 長】他にご質問かご意見、ございますでしょうか。ないようでしたら、これは諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

【会 長】では、本件は承認ということで、終了いたします。ご苦労さまでした。

【消費生活就労支援課長】ありがとうございました。

【区政情報課長】会長。

【会 長】どうぞ、事務局。

【区政情報課長】恐れ入ります、4時を回ってしまいましたので、審議会のほうについては、もし可能であればお時間がある方についてはもう1件、その他のところでご説明をさせていただこうと思っておりました業務委託の特記事項についてだけ、今回お諮りしたいというふうに思っておりますので、一旦お時間がない委員につきましては、ここでご退席のほうをお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

【会 長】どうぞ、ご自由にご退席ください。とりあえず10分ということでやりましょう。

件名は、「業務委託契約等に明記する個人情報保護の特記事項の項目の追加について」であります。それでは、ご説明ください。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。本案件についてでございますが、区では業務委

託を行う際の手続といたしまして、契約書に特記事項を付けて個人情報の保護対策を行ってまいります。

それで今、お手元に1枚ペラの特記事項の項目の追加について、というものの添付に、ホチキス止めで4種類付いているのですけれども、まず、改正案の1、2、3委託とそれから現行のもの1、2、3、それがまずホチキスでとまっているものが2種類。その後、指定管理者の種類のものなのですから、同じように改正案の4、5、6でホチキスがとまっているものと、同じく指定管理者の特記事項の現行のもの4、5、6のものが添付で付いているかと思えます。説明をする際に、参考に改正案の特記事項の1と、その現行の1の特記事項、両方を見ていただきながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。

最初の、この1枚ペラのほうなのですから、1番改正の内容大きく2点ございまして、この業務委託契約書及び指定管理の協定書に付す特記事項について、まず1つ目なのですから、情報保護対策、個人情報保護審議会、本審議会のほうにご報告させていただいている内容も含めまして、それを継続的に担当課が確認をするというようなことを明確化させていただいたのが1点目。

2点目が、受託者が不適切な取扱いを行った場合に、改善に向けた指導を行うという項目を明確化したというのが、その改正の内容になってございます。ちょっと見ていただきますけれども、まずホチキス止めの改正案1・委託、これは採択を行わない場合のものなのですが、それをめくっていただいた2ページ目の真ん中ぐらいに項目、項番で言うと15、16、17というのがございました。

従前の現行のほうも、ご覧いただければと思えますけれども、現行のほうも同じくめくっていただいたほうの項番15になりますけれども、これまでは、ただ単に新宿区、乙ですね。業務に関する個人情報の管理状況について、乙というのは受託者のほうですけれども、新宿区の立ち入り調査による監査を受けるものとするという表記だったのですけれども、変更後、改正後のほうにつきましては、新宿区はその受託者に対して課した個人情報保護対策に基づいて、その受託者が適正に業務を実施していることについて確認をすると。しかもそれを年1回以上行うということを明確化させていただきました。それを受けて、受託者のほうは実施状況を明らかにするとともに、管理状況について立ち入り調査を受けるというようなことが15、16、17の項番の変更の内容になってございます。

その同じく改正バージョンの2ページ目の一番下から2段落目、公表等のところ、20番のところですが、従前なのですが、新宿区は受託者が前各項に掲げる事項に違反をして、

また行ったときはその事実を公表することができる、公表だけに記載がとどまっております。公表はもちろんするというようなことが想定はされますけれども、その前に当然、改善に向けた指導をきちんと行うというようなことはすべきということで、それを記載内容として明確化をして、区側それから受託者側、それぞれ意識を持って継続的に安全対策の確保を図りたいということで改正をさせていただきました。これについては、本審議会にご報告した後、次年度、平成30年の4月1日の契約の業務委託の分から、この特記事項を付けさせていただきますと考えてございます。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

【会 長】 要するに、説明されたものと同じものが全ての契約書に入る。皆、同じことだという。だから、1つ例を説明したら全てということだそうですね。今、この時点でご質問かご意見ありましたらお聞きしますし、本件は、まだ次回でも大丈夫だろうと思っておりますので、ご意見があれば、また次の期日でも、よろしいでしょう。

【区政情報課長】 次年度の平成30年からの契約は4月1日からなのですが、実は準備行為ということで、1日からの契約については、年度内中に締結をしなければいけないということで、できましたら何かある場合には、この場でいただくというようなことでお願いしたいと思っておりますけれども。

【会 長】 なければ後で直接、区政情報課のほうへご連絡いただくということにして、間に合わなければ仕方がないと。次回でもご意見があれば聞いて、間に合わなければ、これもしようがないということでよろしゅうございますか。では、そういうことでこれはお聞きして、今のところはご質問がないということにしまして、本日はこれをもちまして審議を終わりにいたします。

それでは、次回等につきまして事務局のほうから何かご説明がありましたらお受けします。どうぞ。

【区政情報課長】 次回の審議会ですけれども、1月30日火曜日午後2時から予定してございまして、場所についてはこちらの第3委員会室を予定してございます。また、通知等を出させていただきます。よろしくお願いたします。

【会 長】 では、以上をもちまして第6回の審議会を閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

審議会の時間が短くなるように現在、検討中でございますから。期待してお待ちください。

午後 4時20分閉会